

Google Workspaceサービス利用規約【現改比較表】2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

(規約の制定)

第1条 [エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ](#)株式会社（以下「当社」といいます。）は、Google Workspace サービス利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Google Workspace サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(利用期間)

第8条 本契約の契約期間は、別に定めのある場合を除き、ご利用開始日から1年間（以下「定期契約期間」といいます。）となります。なお、ご利用開始日に利用可能となる時間のご指定はいたしかねます。また、ご利用開始日に利用可能となった時間から起算して、ちょうど1年間経過した時間まで利用可能です。最終利用日は、終日利用可能ではございませんので、ご注意ください。定期契約期間内に基本サービスのプラン変更を行なう場合、定期契約期間の起算日がプラン変更の日となる場合があります。

基本サービス、付加サービスのいずれも各サービスのご利用開始日が定期契約期間の起算日となるため、基本サービスと付加サービスの定期契約期間が異なる場合があります。また、先に基本サービスにかかる本契約を終了した場合、付加サービスの定期契約期間が残っていたとしても当該付加サービスの利用ができなくなる場合があります。

2 本契約の定期契約期間の満了日（以下「満了日」といいます。）の60営業日前までに契約者からの更新拒絶の通知があった場合を除き、定期契約期間は、満了日の翌日から1年間自動で更新され、以降も同様とします。ただし、基本サービスにかかる本契約がない場合は、付加サービスにかかる本契約は定期契約期間の満了をもって終了し、更新はできないものとします。

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、[ご利用開始日から起算して、満了日までの期間](#)について、料金の支払を要します。

2 契約者は、[満了日前](#)に本契約の一部又は全部の解除（Google Workspace アドオンサービス及び付加サービスの解除を含みます）があった場合は、当該解除があった日から満了日までの期間に相当する本サービスの利用料金を、当社が定める期日までに、[違約金として](#)一括して支払うものとします。

3 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

(規約の制定)

第1条 [NTTドコモビジネス](#)株式会社（以下「当社」といいます。）は、Google Workspace サービス利用規約(別紙を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより Google Workspace サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(利用期間)

第8条 本契約の契約期間は、別に定めのある場合を除き、ご利用開始日（[第2項に基づいて本契約が更新された場合には、当該更新日をいいます。以下同じとします。](#)）から1年間（以下「定期契約期間」といいます。）となります。なお、ご利用開始日に利用可能となる時間のご指定はいたしかねます。また、ご利用開始日に利用可能となった時間から起算して、ちょうど1年間経過した時間まで利用可能です。最終利用日は、終日利用可能ではございませんので、ご注意ください。定期契約期間内に基本サービスのプラン変更を行なう場合、定期契約期間の起算日がプラン変更の日となる場合があります。

基本サービス、付加サービスのいずれも各サービスのご利用開始日が定期契約期間の起算日となるため、基本サービスと付加サービスの定期契約期間が異なる場合があります。また、先に基本サービスにかかる本契約を終了した場合、付加サービスの定期契約期間が残っていたとしても当該付加サービスの利用ができなくなる場合があります。

2 本契約の定期契約期間の満了日（以下「満了日」といいます。）の60営業日前までに契約者からの更新拒絶の通知があった場合を除き、定期契約期間は、満了日の翌日から1年間自動で更新され、以降も同様とします。ただし、基本サービスにかかる本契約がない場合は、付加サービスにかかる本契約は定期契約期間の満了をもって終了し、更新はできないものとします。

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、[定期契約期間](#)について、料金の支払を要します。

2 契約者は、[定期契約期間満了前](#)に本契約の一部又は全部の解除（Google Workspace アドオンサービス及び付加サービスの解除を含みます）があった場合は、当該解除があった日から満了日までの期間に相当する本サービスの利用料金を、当社が定める期日までに、一括して支払うものとします。

3 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

[4 前2項について、初回の定期契約期間に加えて、第8条第2項に基づく本契約の更新後の定期契約期間も同様に適用されるものとします。](#)

[附則（令和7年6月23日 CAS2サ000400013115-02 号）](#)

[（実施期日）](#)

[この改正規約は、令和7年7月1日より実施します。](#)